

令和元年第2回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和元年6月19日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 選挙第 8号 赤井川村議会副議長の選挙について
- 第 5 議席の変更
- 第 6 選挙第 9号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 第 7 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 第 8 議案第28号 赤井川村森林譲与税基金条例の制定について
- 第 9 議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について
- 第10 議案第30号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約について
- 第11 議案第31号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について
- 第12 議案第32号 村道母沢線寿橋補修工事請負契約の締結について
- 第13 議案第33号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第34号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第35号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第36号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）
全員で構成する予算特別委員会の設置
- 第17 一般質問
「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について

追加日程

- 第 1 総務開発常任委員会委員長報告 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について
- 第 2 予算特別委員会 議案第33号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）
委員長報告
- 第 3 議案第34号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第35号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 第 5 議案第36号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 6 同意第 4号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについて
- 第 7 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案
- 第 8 決議案第1号 令和元年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について
- 第 9 総務開発常任委 閉会中の継続調査申出
員会委員長申出
- 第10 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出
委員長申出

◎出席議員(7名)

1番	曾根敏明君	2番	辻康君
3番	能登ゆう君	4番	湯澤幸敏君
5番	川人孝則君	7番	山口芳之君
8番	岩井英明君		

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員

村長	馬場希君
副村長	大石和朗君
総務課長	小畑信幸君
保健福祉課長	藤田俊幸君
介護保険課長	神信弘君
産業課長	秋元千春君
建設課長	今城豪君
総務課主幹	菅藤覚史君
総務課主幹	高松重和君
教育長	根井朗夫君
教育委員会次長	谷早苗君
代表監査委員	大西敏典君

◎議会事務局

事務局長	瀬戸雅哉君
書記	青木秀英君

(午前 9時01分開会)

○議長（岩井英明君） 開会前でございますけれども、一言ご挨拶させていただきたいと思ひます。

ご案内のとおり、去る6月8日、赤井川村議会議員、副議長でございました故丸山昇氏、他界されました。痛恨のきわみでございます。ここに哀悼の意をもって黙禱をさせていただきたいと思ひますので、皆さん方、局長のご発声で行いますので、ご起立願ひたいと思ひます。

○事務局長（瀬戸雅哉君） 黙禱。

(黙 禱)

○事務局長（瀬戸雅哉君） お直り下さい。

○議長（岩井英明君） ありがとうございます。

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は7名です。

定足数に達しておりますので、令和元年第2回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、選挙2件、報告1件、議案9件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番、曾根敏明君及び2番、辻康君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月20日までの2日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの2日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願ひたいと思ひます。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思しますので、お手元の議長諸報告資料をごらん願いたいと思います。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より平成31年2月分から令和元年5月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページから5ページとして配付いたしております。

続いて、村長より行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） おはようございます。行政報告をする前に、私からも去る6月8日、お亡くなりになりました丸山前副議長に対して、これまでの村の発展に尽くしていただいたことに感謝を申し上げ、これまでのご功績に心から弔意を表したいと思います。

それでは、行政報告をさせていただきます。今回の行政報告、3件でございます。

1ページ目をお開きいただきたい思います。まずは、赤井川村情報公開条例及び赤井川村個人情報保護条例の運用状況についてでございます。赤井川村情報公開条例第31条及び赤井川村個人情報保護条例第46条の規定により、毎年条例の運用状況の報告が義務づけられておりますので、下記のとおり報告いたします。記としまして、1、赤井川村情報公開条例の運用状況、期間につきましては平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、開示請求件数1件、決定区分、一部開示1件でございます。2として、赤井川村個人情報保護条例の運用状況についてでございます。期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、開示請求なし。3番目として、運用状況の公表について、7月の広報により公表することとでございます。

1番目の情報公開条例の請求内訳ということで、1ページめくっていただきますと内訳が書いております。内容としましては、請求内容、①、平成30年度赤井川村地域包括支援センター運営に関する医療法人白樺会における予算とその根拠となる書類。②としまして、平成30年度赤井川村地域包括支援センター運營業務委託について、事業実態との整合性及び有効性を証明できる医療法人白樺会の決算書類等とでございます。決定内容としましては、開示請求につきまして一部開示と、一部開示とした理由等につきましては赤井川村情報公開条例第7条第4項に該当、個人の氏名、住所、健康状態、家族構成、病歴、受診歴、介護サービス利用歴等が記載されており、個人が特定される情報であるためということで、担当課は介護保険課でございます。

続きまして、3ページ目をお開きください。3ページ目につきましては、地域福祉計画の策定報告についてということで、地域福祉計画はお手元に別冊でお配りさせていただいております。読み上げてご説明をさせていただきます。目的につきましては、国や赤井川村の動向、状況等を的確に把握し、地域福祉として取り組むべき課題や方策の基本的方向

や目的を定めるために地域福祉計画を策定する。また、自殺対策基本法が改正され、誰もが生きることの包括的な支援としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるように、全ての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとされていることから、一体的な計画として策定する。根拠法令としましては、地域福祉計画は社会福祉法第107条、策定は努力義務となっております。2つ目は、自殺対策計画、自殺対策基本法第13条第2項、これは策定の義務があるという計画でございます。

策定に至る経過につきましては、下記のとおり平成30年5月1日に赤井川村総合福祉計画策定業務契約を委託先、株式会社ぎょうせいと行っております。この際は、この計画以外に令和元年に策定する子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査も含んでおります。6月18日に住民アンケートを実施し、7月の27日に第1回の推進会議、9月27日に事業者向けアンケートを実施し、12月27日に第2回推進会議ということで、年が明けまして31年の3月15日に第3回の推進会議を開催して、計画が承認され、村は同日付で決定をするということで、今回お配りさせていただきました地域福祉計画を作成しております。今後については、計画に基づき、各施策を実施、点検評価を経て改善を積み重ねていくということで、計画についてはホームページで公表いたします。後ほどご高覧いただければなというふうに思いますけれども、アンケート結果に基づきまして、それぞれ福祉計画と自殺対策計画両方が盛り込まれている計画ということで、現状把握、それと今後進めるべき事項、課題等を記載して、今後の計画推進をどう進めていくかということをお定めしておりますので、後ほどご高覧いただければというふうに思います。

続きまして、3つ目になります。平成31年3月1日以降工事等発注状況でございます。4ページ目になります。3月28日、赤井川村一般廃棄物最終処分場管理業務から4月22日の赤井川村子ども・子育て支援事業計画策定業務まで26件の工事等の発注をしておりますので、ご高覧いただければというふうに思います。

以上3点について行政報告をさせていただきました。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め、質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4 選挙第8号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、選挙第8号 赤井川村議会副議長の選挙についてを行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に山口芳之君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました山口芳之君を副議長の当選人とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山口芳之君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山口議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました山口芳之君から発言を求められておりますので、これを許します。

山口芳之君。

○副議長（山口芳之君） ただいまご紹介を受けました山口芳之でございます。このたびお亡くなりになられました丸山前副議長に対し、心よりご冥福をお祈りする次第でございます。また、丸山議員の死去に対しまして副議長を私が受けることになりましたので、今後ともよろしく願いいたします。丸山副議長の残された遺志を引き継ぐような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどをお願いするとともに、赤井川村の村民が暮れ行く夕日を見ながら本当に赤井川村に住んでよかったという、そのような村づくりを皆様と一緒に推進していきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

◎日程第5 議席の変更

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議席の変更を行います。

副議長が決定いたしましたので、会議規則第4条第3項の規定により、議長において変更いたします。

7番、山口芳之副議長、以上となります。

議席の変更をいたしましたので、指定の議席にお着き願いたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前 9時14分 休憩

午前 9時14分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 選挙第9号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、選挙第9号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙についてを行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。

瀬戸局長。

○議会事務局長（瀬戸雅哉君） 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の定数は、規約第7条で小樽市の議会から11人、関係5カ町村の議会から各2人の合計21人と規定されております。

今回は、規約第8条第4項により、欠員を生じておりますので、当議会において被選挙人1人の選挙を行うものであります。

なお、任期につきましては、規約第9条第1項により関係市町村議会の議員としての任期によると規定されております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 説明が終わりました。

この選挙は、ただいま説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、先日協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に山口芳之君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました山口芳之君を北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山口芳之君が北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました山口芳之副議長が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎日程第7 報告第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第7、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）を議題といたします。

本件に関し、報告を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

平成30年度赤井川村一般会計補正予算書第7号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月19日提出、赤井川村長。

お手元の報告議案1ページ目をお開きください。一般会計の繰越計算書でございます。ご説明をさせていただきます。平成30年度赤井川村繰越明許費繰越計算書（一般会計）。2款総務費、1項総務管理費、事業名としましては開村120年記念モニュメント事業、金額は1,448万円、翌年度に繰り越す額としては1,431万円でございます。財源の内訳としては一般財源でございます。

続きまして、4項選挙費、事業名としましてはポスター掲示場の設置管理撤去に関する委託業務でございます。金額につきましては41万5,000円、翌年度に繰り越す額としましては41万4,720円、内訳としましては特定財源ということでございます。

金額の合計としましては1,489万5,000円の予算に対して、翌年度繰越額1,472万4,720円、財源の内訳としましては特定財源として41万4,720円、一般財源としては1,431万円でございます。

令和元年6月19日提出、赤井川村長ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）の報告を終了いたします。

◎日程第8 議案第28号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第8、議案第28号 赤井川村森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、ただいま上程いただきました議案第28号について説明させていただきます。

議案第28号 赤井川村森林環境譲与税基金条例の制定について。

赤井川村森林環境譲与税基金条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年6月19日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、このたびの地方税法の改正によりまして、市町村の森林整備を目的とした事業を実施するに当たりまして財源となる地方譲与税である森林環境譲与税が新しく創設されました。それで、交付される譲与金を基金に積み立てて事業執行を図るため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページに条例文がありますけれども、条例文の朗読はいたしません、この基金条例の制定に当たりましては、本年度森林環境譲与税が新しく創設されました。これが都道府県と市町村に譲与されることとなってございます。譲与税の財源となります森林環境税、これ自体は平成6年度から個人年額1,000円を個人住民税とあわせて徴収して、その全額を国の譲与税の特別会計に収納して、改めて市町村に譲与されるという仕組みになってございます。そのため、森林環境税が徴収されない元年度から令和5年度までの5年間につきましては暫定的に国の譲与税の特別会計の借り入れ対応によって当分の間譲与されるということになってございます。これが森林環境税及び森林環境譲与税の概要でありますけれども、今回の基金制定に関しましては、私有林の森林整備、あるいは木材の利用促進、人材育成など法令で定められた使途のとおり毎年度計画的に執行されるというのが望ましいところでございますが、譲与団体によっては単年度の譲与額が少額であったり、あるいは複数年まとめて執行したほうが効果的であるという場合があったり、森林所有者との調整などから単年度の譲与金を全額執行できないというような場合も想定されることから、譲与に当たっては各自治体で条例を定めて基金を設置して運用されることが望ましいとされています。このほかにも、譲与税の使い道をわかりやすくするため、譲与額全額を基金に入れて支出することで明確な財源管理と事業執行を図っていくということで、このたびの条例を制定しようとするものでございます。

以上で条例制定案の説明をさせていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○3番（能登ゆう君） 条例案の第1条、設置の中の文章を見ますと、間伐や人材育成、担い手の確保云々の財源に充てるためと記述ありますが、今の時点でどのような事業に使っていくかお考えがありましたら、お聞かせください。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 今の時点では明確にこれというふうにはまだ決めてはおりま

せんが、一応使い道が一般の私有林ということになってございます。ですので、私有林をどうやってこれから森林整備していくかというふうになるところでございますけれども、今どこの市町村も課題となっておりますのが私有林の所在者が不明になっている。特に本州の方だとか、そういった方に関しましては相続がきちんとされていないとか、そういったこともあってなかなか所在がつかめないというところもございまして、今後志管内の中でも担当者の中で話ししているのは、まず民有林の中の所有者をしっかりと把握して、それから意向調査をしていくというようなことがまず、それをしないと私有林の整備というのが進まないのではないかとことは話しておりますので、そういったものに最初は使っていければなというふうには考えております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○3番（能登ゆう君） では、現時点で赤井川の私有林で所有者が不明である私有林というのはどのくらいの割合あるのでしょうか。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 正確にはつかんでおりませんので、もしあれであれば、後ほどお知らせできればなと思っております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○3番（能登ゆう君） あと1点、今地方創生とか、そういう話の中で自伐型林業というのが注目されております。赤井川村でも1件の方、そういうやり方で自伐型という形で事業をされている方がいらっしゃるのと同じことでもあります。そういう方への支援とか、そういうことに対して検討とかはされているのでしょうか。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それに関しましては、制度にのっとって手続はしておりますけれども、村のほうから今のところは積極的に、自伐型というのですか、はまだしていませんが、来ればそのように対応はしております。

○議長（岩井英明君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号 赤井川村森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第28号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第28号 赤井川村森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第29号ないし日程第11 議案第31号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第9、議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

この際、日程第9、議案第29号から日程第11、議案第31号を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について、日程第10、議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について及び日程第11、議案第31号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課主幹。

○総務課主幹（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第29号から議案第31号についてご説明いたします。

一部変更規約及び新旧対照表の朗読はいたしません。各議案の提案理由についてご説明させていただきます。

議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月19日提出、赤井川村長。

提案理由につきましては、組合に加盟している団体が解散し、最終ページになりますが、3ページ目をごらんいただきたいと思います。最終ページの新旧対照表にありますように、池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合及び北空知葬斎組合の4団体の離脱に伴い、規約改正を行うものです。一部事務組合の規約の改正については、地方自治法の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要でありますことから、本例例会に提出させていただいたところです。

続きまして、議案第30号についてご説明させていただきます。議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を変更したいの

で、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月19日提出、赤井川村長。

本議案につきましても組合加盟団体の変更によるもので、最終ページにありますように、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合の加盟3団体の離脱に伴い、規約改正を行うものです。

最後になりますが、議案第31号についてご説明いたします。議案第31号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を変更したので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月19日提出、赤井川村長。

本議案につきましても最終ページの新旧対照表のように、議案第30号と同様の加盟3団体の離脱に伴う規約改正でありますことを申し上げ、議案第29号から議案第31号のご説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第29号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第30号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第31号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第31号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第32号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第12、議案第32号 村道母沢線寿橋補修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） ただいま上程をいただきました議案第32号についての説明をさせていただきます。

議案第32号 村道母沢線寿橋補修工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月19日提出、赤井川村長。

記といたしまして、契約の目的は村道母沢線寿橋補修工事、契約の方法は指名競争入札で、6月10日に入札を実施しております。契約金額は5,852万円、契約の相手方は古平郡古平町大字港町3番地、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範、工期は契約の締結の日から令和2年1月30日までの予定でございます。

当工事につきましては、5月23日に5社を指名し、6月10日に指名競争入札を実施し、最低入札である株式会社福津組と仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。ちなみに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条で予定価格が5,000万以上の工事については議会の議決を得ることとなっておりますため、今回提案をさせていただきます。

次のページに仮契約の契約書の写しを添付しております。そちらをごらんください。請負金額は、先ほども申しましたが、5,852万円。第1条で、議会において議決後本契約を締結することが書かれております。第3条では、受注者が前項の規定に違反した場合、ま

たは議会議決後発注者から通知を受けてから7日以内に契約を締結しない場合は、この契約を解除できるということになっております。

続いて、3ページ目をお開きください。第6条では、第1条の規定により契約を締結し、議会において契約の締結に関し議決されないこととなるまではその効力を有するというこ
とで、6月10日に受注者と仮契約を締結したところであります。

4ページ目には指名競争入札の実施結果についての説明資料を添付しております。業者は表記の5社ですが、1社から辞退の申し出があったため、4社で実施しております。その結果、株式会社福津組が税抜き5,320万で落札いたしました。予定価格は税抜きで5,424万円で、落札金額の比率は98.03%となっております。次に、工事概要ですが、舗装打ちかえ工、橋面防水（車道）が243平米、区画線工、実線が68メートルほか、以下記載されているとおりです。場所につきましては、セイコーマートから消防に向かう途中の赤井川にかかる橋ということになります。

5ページ目には、表紙のみですけれども、本契約の案を添付させていただいております。契約日は令和元年6月、日にちは空欄となっておりますが、議決後本契約を締結し、その日にちが入るということとなります。また、契約保証金につきましては、請負金額の10%以上ということと586万円となります。

説明は以上でございますので、ご審議いただき、ご決定いただくようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

山口芳之君。

○7番（山口芳之君） 母沢線の橋の改修工事なのですが、赤井川村の橋の欄干というのが、たしかその下の橋ともう一つ上の橋が塗装の関係で工事が中断になったりなんかしているのですが、橋の欄干の塗装の関係は調べたのでしょうか、その辺ちょっと確認したいのですが。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 山口議員言われた旭橋の欄干については、PCBが入っているということで塗装については今のところはできないということになっております。今回やる寿橋につきましては、PCBを処理できる場所がありますので、今回についてはその処理を行った上で塗装も全部やるという形になっています。

○議長（岩井英明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 村道母沢線寿橋補修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第8号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第32号 村道母沢線寿橋補修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第33号ないし日程第16 議案第36号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第13、議案第33号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

この際、日程第13、議案第33号から日程第16、議案第36号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第33号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第34号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第35号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第16、議案第36号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、ただいま上程いただいた議案第33号から36号までの説明をさせていただきます。

まずは、一般会計補正予算（第1号）でございます。1ページおめくりください。議案第33号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度赤井川村一般会計予算」の名称を「令和元年度赤井川村一般会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、「平成32年度以降」も同様とする。

令和元年度赤井川村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,678万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,078万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月19日提出、赤井川村長。

1ページめくっていただきまして、2ページ目でございます。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入、2款地方譲与税、既定額に170万円を追加し、3,670万円にしようとするものでございます。3項森林環境譲与税170万円の追加でございます。

14款国庫支出金、既定額に1,432万1,000円を追加し、1億3,591万2,000円にしようとするものでございます。2項国庫補助金1,432万1,000円の追加でございます。

次に、15款道支出金、既定額に161万7,000円を追加し、6,161万円にしようとするものでございます。内訳としまして、1項道負担金で66万2,000円の追加、2項道補助金で94万8,000円の追加、3項委託金で7,000円の追加でございます。

続きまして、16款財産収入、既定額に1,000円を追加し、817万9,000円にしようとするものでございます。内訳としましては、1項財産運用収入の1,000円追加でございます。

18款繰入金、既定額に5,200万円を追加し、3億2,153万4,000円にしようとするものでございます。2項基金繰入金5,200万円の追加でございます。

19款繰越金、既定額より810万5,000円を減額し、2,189万5,000円にしようとするものでございます。1項繰越金の減額でございます。

20款諸収入、既定額から34万5,000円を減額し、6,554万円にしようとするものでございます。4項雑入の減額でございます。

21款村債、既定額に560万円を追加し、1億3,400万円にしようとするものでございます。1項村債で560万円の追加でございます。

歳入合計、既定額に6,678万9,000円を追加し、21億7,078万9,000円とするものでございます。

続きまして、3ページでございます。歳出、2款総務費、既定額に2,851万8,000円を追加し、4億4,507万3,000円にしようとするものでございます。1項総務管理費2,820万円の追加、2項徴税费22万2,000円の追加、3項戸籍住民基本台帳費8万円の追加、5項統計調査費1万6,000円の追加でございます。

3款民生費、既定額に136万9,000円を追加し、3億4,818万6,000円にしようとするものでございます。1項社会福祉費で218万3,000円の減額、2項児童福祉費で355万2,000円の追加でございます。

4款衛生費、既定額に644万4,000円を追加し、2億2,123万5,000円にしようとするものでございます。1項保健衛生費の追加でございます。

5款農林水産業費、既定額に268万8,000円を追加し、1億946万6,000円にしようとするものでございます。1項農業費98万7,000円の追加、2項林業費170万1,000円の追加でございます。

7款土木費、既定額に2,605万4,000円を追加し、3億3,469万3,000円にしようとするものでございます。1項土木管理費29万5,000円の減額、2項道路橋梁費1,663万7,000円の追加、3項河川費50万円の追加、4項住宅費921万2,000円の追加でございます。

続きまして、8款消防費、既定額に284万円を追加し、1億6,490万9,000円にしようとするものでございます。次ページに入ります。1項消防費の追加でございます。

9款教育費、既定額に40万1,000円を追加し、1億8,099万5,000円にしようとするものでございます。1項教育総務費69万5,000円の減額、2項小学校費73万円の増額、3項中学校費17万3,000円の増額、4項社会教育費15万円の増額、5項保健体育費4万3,000円の増額でございます。

11款予備費、既定額から152万5,000円を減額し、523万9,000円にしようとするものでございます。1項予備費でございます。

歳出合計、既定額に6,678万9,000円を追加し、21億7,078万9,000円とするものでございます。

続きまして、5ページ目をお開きください。第2表、地方債補正でございます。起債の目的としましては、過疎対策事業債でございます。上から、富田線道路改良工事、補正前が1,100万円、補正後の額が1,370万円で、270万円の増加でございます。続きまして、2段目、橋梁長寿命化事業でございます。限度額3,470万円、補正後3,760万円で、290万円の増額でございます。道の駅あかいがわ指定管理業務から小型動力ポンプ購入事業までは変更がございません。過疎対策事業債、補正前合計8,090万円、補正後合計8,650万円ということで、560万円の増額でございます。合計1億3,350万円に対して補正後は1億3,910万円、560万円の増額ということになっております。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でありますので、よろしくお願いいたします。

詳細の説明は副村長以下で説明させますが、今回の補正は当初予算が村長が交代する年度であることから経常経費、継続事業予算とする基本的には暫定予算であったことから、早期に取り組むべき事項を精査し、財政状況を勘案した補正予算としたものであることを申し添えさせていただきます。

続きまして、赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算の第1号についてご説明をいたします。1ページ目をおめくりください。議案第34号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算」の名称を「令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、「平成32年度以降」も同様とする。

令和元年赤井川村の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万5,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,515万7,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月19日提出、赤井川村長。

1ページめくっていただいて、2ページ目に入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款繰入金、既定額に14万5,000円を追加し、3,635万1,000円にしようとするものでございます。1項一般会計繰入金の追加でございます。

歳入合計、既定額に14万5,000円を追加し、5,515万7,000円にしようとするものでございます。

3ページ目でございます。歳出、2款事業費、既定額に14万5,000円を追加し、1,271万9,000円にしようとするものでございます。1項サービス事業費14万5,000円の追加でございます。

詳細については担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

続きまして、令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。めくっていただいて1ページ、議案第35号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、「平成32年度以降」も同様とする。

令和元年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ335万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,366万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月19日提出、赤井川村長。

1ページめくっていただいて、2ページ目に入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款繰入金、既定額に335万円を追加し、779万7,000円にしようとするものでございます。1項一般会計繰入金の増額でございます。

歳入合計、既定額に335万円を追加しまして6,366万7,000円にしようとするものでございます。

次ページに入ります。歳出、1款総務費、既定額に25万円を追加し、839万4,000円にしようとするものでございます。1項総務管理費25万円の増額でございます。

2款営繕費、既定額に310万円を追加し、4,626万5,000円にしようとするものでございます。1項営繕費310万円の追加でございます。

歳出合計、既定額に335万円を追加し、6,366万7,000円にしようとするものでございます。詳細については担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

続いて、最後になります。令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。1ページめくっていただいて、1ページ目になります。議案第36号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度赤井川村下水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度赤井川村下水道事業特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、「平成32年度以降」も同様とする。

令和元年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,624万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月19日提出、赤井川村長。

1ページめくっていただきまして、第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款繰入金、既定額に180万円を追加し、5,469万5,000円にしようとするものでございます。1項一般会計繰入金180万円の追加でございます。

歳入合計、既定額に180万円を追加し、6,624万4,000円にしようとするものでございます。

次ページに入ります。歳出、2款営繕費、既定額に180万円を追加し、4,181万5,000円にしようとするものでございます。1項営繕費180万円の追加でございます。

歳出合計、既定額に180万円を追加し、6,624万4,000円にしようとするものでございます。

詳細は担当課長に説明をさせます。

以上、議案第33号から議案第36号まで一括説明させていただきました。ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 休憩いたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和元年度一般会計補正予算（第1号）の歳入についてのご説明をさせていただきます。

資料の9ページ目をお開きください。なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業につきまして主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、9ページですけれども、2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、新たに170万円を計上しようとするものでございます。内容につきましては、先ほど基金条例制定でもご説明申し上げましたが、本年度より国で新たに創設された制度で、森林整備等に係る費用について国から支給されるものでございます。同額が歳出にも計上されておりますので、詳細につきましては後ほど担当課より説明を申し上げます。

次に、10ページに移ります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に262万2,000円を追加し、451万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、消費税の増税に伴いまして低所得者層や乳幼児のいる世帯への負担軽減を図るもので、国から10割補助を受け、プレミアムつき商品券を配付する事業でございます。こちらも同額が歳出に計上されておりますので、詳細につきましては後ほど担当課より説明を申し上げます。

中段、2目民生費国庫補助金、既定額に384万9,000円を追加し、456万円にしようとするものでございます。内訳は、新規に子ども・子育て支援事業費補助金を計上するもので、歳出に計上している子ども・子育て関連例規整備支援業務や子ども・子育て支援システム改修業務に充てられるものでございます。

下段、4目土木費国庫補助金、既定額に785万円を追加し、8,465万円にしようとするものでございます。内訳は、富田線道路改良工事と橋梁長寿命化事業に係る交付金で、補助金の確定による増でございます。

次に、11ページのほうに移ります。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、既定額に66万2,000円を追加し、2,449万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、負担額の確定によるものでございます。

中段、2項道補助金、1目総務費道補助金、既定額に81万5,000円を追加し、546万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、補助額の確定によるものと本年度からの新規事業として地方創生移住支援事業補助金を計上しております。歳出に100万円を計上しておりますが、補助率が75%でございます。詳細につきましては、後ほど担当課より説明を申し上げます。

同じく、4目農林水産業費道補助金、既定額に13万3,000円を追加し、2,389万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、補助額の確定による増でございます。

下段、3項委託金、2目諸統計委託金、既定額に7,000円を追加し、42万8,000円にしようとするものでございます。こちらも内訳は補助額の増によるものでございます。

次に、12ページに移ります。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、既定額に1,000円を追加し、41万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、先ほど申しました森林環境譲与税の基金積み立てを行う際に発生する利子でございます。

続いて、13ページに移ります。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、

既定額に4,900万円を追加し、1億3,300万円にしようとするものでございます。内訳は、今回の補正についての財源不足を補うものでございます。

同じく、2目公共施設整備基金繰入金、既定額に300万円を追加し、1億7,000万円にしようとするものでございます。内訳は、同様に補正についての財源不足を補うものでございます。

次に、14ページに移ります。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、既定額より810万5,000円を減じ、2,189万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、前年度会計閉鎖に伴い繰越額が確定したことによる減額でございます。

次に、15ページに移ります。20款諸収入、4項雑入、3目宝くじ交付金収入、既定額に117万3,000円を追加し、310万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業推進交付金が創設をされ、全市町村に交付されることが決定いたしました。赤井川村として、対象事業の中から予定しておりましたハザードマップの作成等に充てるものでございます。こちらは、単年度事業ということになります。

中段、6目雑入、既定額より151万8,000円を減じ、1,500万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、備荒資金組合超過納付金配分金の利率の確定による減でございます。

次に、16ページに移ります。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、内訳は補助額が確定した富田線道路改良工事び橋梁長寿命化事業の補助残分を過疎対策事業債で補うための増でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（小畑信幸君） それでは、引き続きまして総務課所管の歳出予算について説明をさせていただきます。

17ページからになります。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額より751万5,000円を減じて2億2,224万8,000円にしようとするものでございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、職員の退職等によりまして751万5,000円を減額しようとするものでございます。

続きまして、2目文書広報費、既定額に29万2,000円を追加し、713万円にしようとするものでございます。13節委託料につきましては、このたびの村長及び村議会議員選挙におきまして現在の村政要覧に掲載しています写真のほうに変更が生じますことから、シール対応するための作成委託料でございまして、29万2,000円を増額しようとするものでございます。

下段へ行きまして、4目財産管理費、既定額に14万3,000円を追加し、283万9,000円にしようとするものでございます。15節工事請負費につきましては、当初計画しておりました

下刈り事業の場所ですとか面積の変更はございませんけれども、造林事業標準単価が増額したため、14万3,000円を増額しようとするものでございます。

18ページに移ります。5目財政調整基金費、既定額に942万5,000円を追加し、1,789万円にしようとするものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、備荒資金組合の超過納付金の配分金が確定したため、それに伴っての減額でございます。25節積立金につきましては、繰越金の半額を積み戻すというルールに基づき、1,094万8,000円を新規計上しようとするものでございます。

続きまして、8目企画費、既定額に2,575万5,000円を追加し、9,212万6,000円にしようとするものでございます。3節職員手当等につきましては、10月の消費税増税にあわせて実施しますプレミアム付き商品券事業の事務に要する時間外勤務手当で30万円を増額しようとするものです。8節報償費につきましては、現在の赤井川村総合戦略が令和元年度までの計画でございまして、本年度中に次期計画を策定する必要がありますことから、会議を3回ほど予定しておりまして、その委員謝金として37万4,000円の増額、9節旅費も委員会開催時の費用弁償として1万5,000円の増額、11節需用費では道の駅の区画線の引き直しですとか、プレミアムつき商品券の事務費として141万3,000円の増額、12節役務費ではプレミアムつき商品券事務に係る郵便料としまして5万6,000円の増額、13節委託料では総合戦略の策定委託料とパソコンのウィンドウズの保守が来年の1月で切れますことから、各種機器の更新ですとか、道の駅のPOSレジを軽減税率対応に改修、あとプレミアムつき商品券の事務事業の委託料で合わせて1,740万3,000円の増額、14節使用料及び賃借料ではL G W A N接続ルーターのサポート終了と地域おこし協力隊のパソコンもウィンドウズのサポート終了に伴いますリースの再更新による増額、18節備品購入費は、こちらもシステム関連で文書ソフトや表計算ソフトの保守も同時に切れますことから、あわせて更新するために507万2,000円を増額、19節負担金補助及び交付金では国の制度でU I J ターンの新規就業支援事業が創設されまして、東京圏一極集中の是正及び地方の担い手確保のため、U I J ターンによる起業や就業の創出を図る事業でございまして、村に移住した方に対して最大100万円を支援する事業でございます。支援金の負担割合は、国が2分の1、道が4分の1、市町村が4分の1で、制度を利用して移住者に対応するため、新規に100万円を計上しようとするものでございます。

20ページに移ります。9目庁舎管理費、既定額に10万円を追加し、1,226万9,000円にしようとするもので、18節備品購入費につきましては、事務用椅子の不調が見られますことから10万円を増額しようとするものでございます。

続きまして、2項徴税费、2目賦課徴收费、既定額に22万2,000円を追加し、1,096万6,000円にしようとするものでございます。13節委託料につきましては、共通納税システムの運用テスト業務に要する経費でございまして、法人村民税の収受を地方税共同機構に代行するに当たりまして、システムを改修するために22万2,000円を増額しようとするものでございます。

続きまして、3項住民基本台帳費、1目住民基本台帳費、既定額に8万円を追加し、2,151万円にしようとするものでございます。12節役務費につきましては、戸籍システムで村長の認め印を新たに登録するために8万円を増額しようとするものでございます。

続きまして、5項統計調査費、1目各種統計調査費、既定額に1万6,000円を追加し、56万9,000円にしようとするものです。1節報酬及び11節需用費につきましては、それぞれ交付金の交付決定を受けての補正でございます。

続きまして、31ページに移ります。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、既定額に112万2,000円を追加し、1億5,646万円にしようとするもので、19節負担金補助及び交付金につきましては消防庁舎の水道の漏水修繕及び車庫内の排気ブローアの修繕のため、112万2,000円増額ということになります。

続きまして、2目災害対策費、既定額に171万8,000円を追加し、844万9,000円にしようとするもので、13節委託料につきましてはハザードマップの作成委託料ということになりまして、現在のハザードマップにつきましては平成21年に作成したもので、情報も古くなっているということもございますので、今回歳入の説明でもございましたが、北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業の交付金を使えるということもございますので、作成に向けまして165万円を増額しようとするものでございます。18節備品購入費につきましては、新規採用職員等の災害対策用作業服を購入するため、6万8,000円を増額しようとするものでございます。

34ページに移ります。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額より152万5,000円を減じて523万9,000円にしようとするものでございます。これは、全体予算の歳入歳出のバランスをとるための計上です。

以上で総務課所管歳出の説明を終了させていただきます。

なお、35ページ以降に補正予算給与費明細書を添付してございますので、後ほどご高覧ください。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

22ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額に98万7,000円を追加し、1億1,139万9,000円にしようとするものです。主な内訳としては、13節委託料で92万7,000円の増、これはことし10月に予定されています消費税改定に伴う報酬改定等に伴って必要となるシステムの改修委託料を追加するものです。なお、国庫補助として76万6,000円が見込まれております。続きまして、23節償還金利子及び割引料で5万6,000円増額となっております。こちらは、概算交付されていた前年度障害者医療費及び障害児入所給付費等、国庫及び道負担金について実績により交付額が確定したことによって生じる返還金を計上しているものです。

次に、2目老人福祉費、既定額に14万5,000円を追加し、5,444万7,000円にしようとするものです。内訳は、28節繰出金で14万5,000円の増、こちらは介護保険サービス事業特別会計の繰入金予算額増に伴って増額となっているものです。

続きまして、23ページの中段からごらんください。2項児童福祉費、3目保育所運営費、既定額に355万2,000円を追加し、4,042万9,000円にしようとするものです。主な内訳としては、11節需用費の増額、こちらは修繕費なのですが、保育所の玄関ドアについてドアたてつけ部の周辺への浸水、凍結の繰り返しによってゆがみが生じておりました、その都度小規模修繕により対応してまいりましたが、片方は開閉困難により現在使用されておらず、もう片方もゆがみによって開閉に支障を来している状態となってきたことから、たてつけ部を含めてドア全体の改修を行うために修繕費を増額するものとなっております。次に、13節委託料で308万4,000円の増、こちらはことし10月開始が予定されております幼児教育無償化にかかわる関係法令の改正に伴う村関係例規の改正案、新規制定案の作成を委託する子ども・子育て関連例規整備支援事業及び保育認定に係る資格管理等で活用しております子ども・子育て支援システムにつきまして関係法令の改正に伴う改修委託料を追加するものとなっております。なお、幼児教育無償化に関する経費について、令和元年度は全額国庫負担として説明を受けておりますので、全額を歳入に計上しているものとなっております。

続きまして、24ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額に1,000円を追加し、2,206万8,000円にしようとするものです。内訳は、12節役務費で計量検定手数料を必要額を1,000円増額するものとなっております。

続きまして、2目予防費、既定額に62万3,000円を追加し、1,091万円にしようとするものです。内訳は、現在予防接種法に基づき実施されております1歳児及び小学校入学前の子に対して行っている風疹の予防接種の助成に加えて、感染拡大防止のため追加的対策として行われる抗体保有率の低い世代の男性に対する予防接種抗体検査の実施に必要な経費として需用費、役務費、委託料にそれぞれ計上するものとなっております。また、関連して、予防接種に係る接種管理等で活用しております健康かるてシステムにつきましても予防接種法の改正に対応するための改修費用として39万6,000円を計上しております。

次に、3目環境衛生費、既定額に582万円を追加し、1億4,090万1,000円にしようとするものです。内訳は、11節需用費で印刷製本費の増額、こちらは在庫が減少してまいりました可燃20リットル、40リットル、不燃40リットルの指定ごみ袋をそれぞれ増刷するために必要となる金額を増額するものとなっております。28節繰出金で515万円の増額、こちらは簡易水道事業特別会計の繰入金予算額増に伴って335万円が増額となるもの及び下水道事業特別会計の繰入金予算額増に伴って180万円を増額するものとなっております。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

22ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事業費、既定額から331万5,000円を減じて3,837万円にしようとするものです。内訳につきましては、2節給料170万6,000円の減額、3節職員手当等72万8,000円の減額、4節共済費88万1,000円の減額となるものであり、こちらにつきましては人事異動による補正でございます。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算につきまして説明させていただきます。

26ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、既定額に15万4,000円を追加して2,954万9,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、4月の人事異動に伴いまして2節給料、3節職員手当等、4節共済費を総額15万4,000円増額しようとするものでございます。

続きまして、中段、3目農業振興費、既定額に5万3,000円を追加して2,772万1,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、12節役務費につきまして現在村で借り上げしている農産加工施設に係る建物災害保険料を増額しようとするものでございます。

続きまして、下段、5目農地費、既定額に17万7,000円を追加して464万7,000円にしようとするものです。補正内容は、19節負担金補助及び交付金につきまして、補助事業であります多面的機能支払交付金として、都地区で農地の保全活動をしております都地区農地保全隊への補助金を補助単価の要件見直しによって17万7,000円を増額しようとするものでございます。

続きまして、27ページに移ります。9目水利施設管理費、既定額に60万3,000円を追加して1,870万2,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、11節需用費につきまして畑かんのパイプラインの漏水対応といたしまして修繕費60万3,000円を増額しようとするものでございます。

続いて、2項林業費、1目林業総務費、既定額に170万1,000円を追加して877万8,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、一部先ほど説明させていただきましたが、本年度から新たに森林環境譲与税が地方自治体に譲与されることとなりました。譲与初年度につきましては、新たに制定します森林環境譲与税基金へ新規積立金として25節積立金に見込み額170万円を新規計上しようとするものでございます。また、基金に積み立てた際に発生します利子もあわせて積み立てするよう予算計上しようとするものでございます。

以上で産業課所管の歳出予算を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

28ページをごらんいただきたいと思います。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、既定額から29万5,000円を減じて2,061万7,000円にしようとするものでございます。3節職員手当等で29万5,000円の皆減、これにつきましては住宅手当の皆減につきましては職員が持ち家住宅に入居したために皆減とするものでございます。

中段をごらんいただきたいと思います。7款2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額に319万7,000円を加えて1億2,942万2,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、15節工事請負費で299万7,000円の増額、17節公有財産購入費で20万円の新規計上、工事請負費の増額につきましては道路維持するための工事費の増額でございます。また、公有財産購入費につきましては、道路敷地の未処理部分の購入をするための新規計上でございます。

下段に移ります。7款2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、既定額に368万6,000円を加えて4,803万4,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、15節工事請負費で368万6,000円の増額、工事請負費の増額につきましては当初予定をしておりました補助事業の国からの内示額が確定し、増額になったための工事費の増額でございます。

次に移ります。7款2項3目橋梁維持費、既定額に975万4,000円を加えて8,805万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、13節委託料で383万2,000円の減額、15節工事請負費で1,358万6,000円の増額、委託料及び工事請負費の増減につきましては、当初予定しておりました補助事業の国からの内示額が少なくなったために委託費を減額して工事費のほうに回して工事を完成させるというような調整の増額でございます。

29ページをごらんいただきたいと思います。7款3項河川費、1目河川総務費、既定額に50万円を加えて91万円にしようとするものでございます。内訳は、17節公有財産購入費で50万円の計上、新規計上でございます。これにつきましては、河川敷地の未処理用地の購入費のための新規計上でございます。

下段に移ります。7款4項住宅費、1目住宅管理費、既定額に921万2,000円を加えて4,765万6,000円にしようとするものでございます。2節給料で13万2,000円の増額、3節職員手当等で8万6,000円の増額、4節共済費で4万円の増額、2節から4節は職員の昇格によるものでございます。15節工事請負費で895万4,000円の新規計上、これにつきましては去年に引き続き桜団地バルコニー手すり改修工事、中央団地塗装工事及び教員住宅塗装工事を行うものでございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了いたします。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 谷教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 私から一般会計補正予算歳出の教育費に係る部分につ

いてのご説明を申し上げます。

予算書の32ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、既定額から69万5,000円を減額し、3,768万9,000円にしようとするものです。内訳は、人事異動等による人件費の減額と教育長の就任に伴い教育先進地である秋田県東成瀬村の視察研修を実施したことによる旅費等の増額によるものです。

続いて、9款2項小学校費、1目学校管理費、既定額に29万3,000円を追加し、3,023万円にしようとするものです。内訳は、赤井川小学校の各教室と入り口ドアの枠修繕を増額しようとするものです。

続いて、9款2項2目教育振興費、既定額に43万7,000円を追加し、753万3,000円にしようとするものです。内訳は、学校におけるICT環境の整備を行うため、各校にアイパッド5台、アイパッドから打ち出せる映像をテレビで見ることが出来るアップルTV2台を配置することにした備品購入費の増額を行うものです。なお、中学校については既に整備されておりますので、今回備品の補正はしてございません。

33ページになります。続いて、9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額に17万3,000円を追加し、1,570万7,000円にしようとするものです。内訳は、中学校保健室電気温水器の修繕を増額しようとするものです。

続いて、9款4項社会教育費、2目社会教育施設費、既定額に15万円を増額し、886万6,000円にしようとするものです。内訳は、生活改善センター駐車場区画線の修繕を増額しようとするものです。

続いて、9款5項保健体育費、2目体育施設費、既定額に4万3,000円を追加し、2,040万9,000円にしようとするものです。内訳は、村営プールの漏電ブレーカーの修繕を増額しようとするものです。

以上で教育委員会所管の歳出についての説明を終えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

6ページをお開きください。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に14万5,000円を加えて3,635万1,000円にしようとするものです。内訳は、一般会計繰入金の増額でございます。

7ページをごらんください。3、歳出、2款事業費、1項サービス事業費、1目デイサービス事業費、既定額に2万8,000円を加えて1,165万3,000円にしようとするものです。内訳は、18節備品購入費2万8,000円の増額であり、デイサービスセンターの業務用掃除機購入費を新規に計上するものでございます。

2款1項2目訪問介護事業費、既定額に11万7,000円を加えて65万1,000円にしようとするものです。内訳は、7節賃金11万7,000円の増額であり、パートヘルパー賃金を増額する

ものでございます。

以上で赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

6ページをごらんいただきたいと思います。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に335万円を加えて779万7,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の増額でございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に25万円を加えて839万4,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、2節給料で12万4,000円の増額、3節職員手当等で8万6,000円の増額、4節共済費で4万円の増額、2節から4節の増額につきましては、職員の昇格によるものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に310万円を加えて4,626万5,000円にしようとするものでございます。15節工事請負費で310万円の新規計上、この新規計上につきましては赤井川簡易水道の配水池からの配水量が今の時点で全くわからないために、新規に量水器を設置して水量を確定したいというものでつけるものでございます。

次のページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終了いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

6ページ目をごらんいただきたいと思います。2、歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に180万円を加えて5,469万5,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の増額でございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。3、歳出、2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に180万円を加えて4,181万5,000円にしようとするものでございます。これにつきましては、新規住宅が建設されることから、汚水ますの新規計上と既に発注しております町内東線管渠新設工事の増額でございます。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終了いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号から議案第36号につきましては、全員で構成

する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案36号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり、川人孝則議員に、そして副委員長につきましては湯澤幸敏議員にお願いいたしますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

◎日程第17 一般質問

○議長（岩井英明君） それでは次に、日程第17、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

能登ゆう君。

○3番（能登ゆう君） 質問いたします。

村政の見える化に関する施策について。村長が選挙時に掲げられた4つの目標から、村政の見える化に関する施策について質問いたします。議会での審議を経ることで施策の内容が充実し、より住民の皆さんが望む形に近づくよう願います。村政の見える化について、選挙時のマニフェストでは、情報公開条例を見直し、政策や事業などの企画立案から実施までの過程がより明確に公表できるようにするとうたわれています。情報公開条例を具体的にどのように見直されるお考えをお聞かせください。

また、情報公開と車の両輪と呼ばれる公文書管理について、赤井川村の文書事務取扱規程、昭和63年に制定されたものですが、意思決定過程の後づけとなる資料の作成が義務づけられておらず、文書全般について職員以外の者の閲覧を制限する規定、第7条がある点からも現在の公文書管理法の趣旨にそぐわない内容となっています。文書事務取扱規程のアップデート、また公文書管理条例の制定の必要性について見解をお聞かせください。

先進地のニセコ町では、20年以上前から情報共有と住民参加を基本に据え、住民自治を制度化する取り組みが続けられています。役場の管理職会議や予算ヒアリングの公開、わかりやすい予算説明書の作成、文書検索を容易にする管理システムの導入などといった情報共有のための仕組みづくりとともに、まちづくり懇談会、まちづくり町民講座、小中学生のまちづくり委員会の設置など、住民参加の機会を幾層に設けています。赤井川村の第4期総合計画にも協働の村づくりを目標として情報共有と住民参加が盛り込まれていますが、具体的な施策の展開はなされていない状況です。協働の村づくりについて馬場村長の現状認識と今後の取り組みについてお聞かせください。

2点目です。村名の由来について質問いたします。ことしは赤井川村の開村120周年に当たります。6月10日には、キロロリゾートにおいて令和元年度の村表彰式とあわせ、開村120年記念式典が挙行されました。加えて、馬場希村長の村政がスタートする節目の年です。ここで、諸説ある村名の由来について考え方を整理したいと思い、質問いたします。赤井川村例規集の赤井川村村章の項には、村名の起源についてアイヌ語、フレ・ベツ、赤い川を意味したものと書かれています。開村100周年を記念して編さんされた赤井川村史においても、巻頭にて同様の記述がされています。しかしながら、北海道環境生活部アイヌ政策推進局のアイヌ語地名リストを見ても、赤井川村は水が特に赤いとも聞かない。古い火山地帯で赤土が多いからとも言われる。元来はスマウシベツ、石多い川ぐらいの名であったものと説明され、由来は不明と結論されています。村内の郷土研究家である近藤正雄氏が平成27年に膨大な史料とご自身の体験からまとめられた研究冊子においても、フレ・ベツ由来の説には根拠になるものがなかったと記述されています。

歴史について諸説があり、そのどれについても確証がないのであれば、後世の者は安易な解釈を慎まなければならないと考えます。村の作成する刊行物で村名の由来をフレ・ベツである明記する、その根拠となる史料をお示してください。

また、小中学校など教育現場ではどのように取り上げられ、学ばれているか教えてください。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員からの村政の見える化に関する施策についてということでご質問を受けましたので、まず1点目の情報公開条例をどのように見直すのかというご質問ですが、村長就任後、現行の情報公開条例について再度確認、勉強させていただきました。その結果として、既に能登議員もご承知のとおり、現在の条例は行政機関の説明責任を果たす義務と情報公開請求の権利擁護とともに、開示してはならない情報、あるいは開示してもよい情報について定めているものであることから、村民が開示請求手続をスムーズに行う観点を考慮した場合、当該条例そのものを改正することは現段階では必要ないという判断をいたしました。そのかわりに、村民が確認したい行政情報の開示手続がよりスムーズに進むよう、情報公開条例事務処理の手引を作成し、開示できる情報、開示してはならない情報、行政執行上開示しないことができる情報の取り扱いを整理し、行政が速やか対処することが村民の知る権利の向上に近づけられるものと考えましたので、情報公開条例事務処理の手引を作成し、ホームページに公開し、住民が事務処理をスムーズに行って、行政側も手続が速やかに行えるようにしていけるというふうにご理解をいただきたいと思います。

次に、文書事務規程のアップデート、公文書管理条例制定の必要性についてのご質問ですが、議員がご指摘のとおり、現在村の文書事務取扱規程は昭和63年に制定されたものであることから、行政文書処理の定めが曖昧な部分も多く、情報公開制度を考慮すると時代

おくれの規程となっていると言われても仕方がない状況であります。このため、あらゆる行政文書の一連の管理及び情報公開制度による情報開示と情報保護のバランスが考慮され、行政文書管理と情報公開条例が両輪として適切に運用できるようにすることが村政の見える化につながると考えております。なお、この場合、条例という形ではなくても、現在の文書事務取扱規程を見直すことで対応できると考えておりますので、情報公開条例との整合性や公文書管理法の趣旨を踏まえた上で、説明責任が果たせる管理規程にしたいというふうに考えておりますので、整理までにお時間をいただきたいというふうに思います。また、村長就任の際の職員の訓示では、開示することを前提とした業務処理、事務処理をするよう指示しておりますことを申し添えいたします。

続いて、村名の由来についてでございます。村名の由来については、平成19年6月に村並びに教育委員会としての見解を示しておりますので、これらを引用することでお答えさせていただきます。公としているのは、赤井川村章を昭和43年6月10日に制定した際に、その中で村名の起源として、赤井川はアイヌ語、フレ・ベツ（赤い川）を意味したものとすと明記し、以後平成10年ころまでの村政要覧、村史などで紹介をしてきました。当時赤井川を解釈した参考図書としては3種類あります。1つ目は、昭和32年、教育委員会が発行した「郷土のあゆみ」の河川の状況を記載した欄の2級河川赤井川の説明欄に、この流域は開拓の当初湿地帯で、河川も汚染し、赤色のように見えたことから赤井川と称したのがこの村名となったようであるとされたものであります。2つ目は、NHK編集「北海道地名事典」に赤井川村を紹介した欄に、余市川の支流、赤井川をとったもので、この川の底には金気があって、サビ色をしているので、アイヌ語でフレ・ベツ、赤い川と言ったという記載でございます。3つ目は、能登議員の発言にもございましたアイヌ語地名リストで赤井川村を紹介している欄で、赤井川村はアイヌ語地名としてはないと、解釈、由来には水が特に赤いとも聞かないと、古い火山帯で赤土のところが多いとも言われているというように、以上の3つの文献由来で、アイヌ語説、赤色の川説、赤土説と言われるもの3つが挙げられております。

昭和43年に村章を制定した際もこの点は十分考慮されたものであると考えられ、いずれも由来であり、確定されたものはないとの認識はされていたと考えられます。その上で、当時の岡田村長が関係者とも協議し、アイヌ語説を由来として採用したものであると考えます。このため、どの説をとったにせよ、あくまでいわれ、言い伝えであり、これが正しい、間違いであるというものではなく、またこのことで村政上住民生活に影響を及ぼす大きな問題が発生するというものも考えにくいため、由来はいわれとして現状のままとする。ただし、アイヌ語説が唯一ではないことは参考文献からも推定されるため、他の説もあることを常に念頭に置く必要があるという考え方で整理をしております。なお、小学校3、4年生社会科副読本「わたしたちの赤井川」でも、赤井川村名由来のページの説明書きに、何々を意味したものととの限定した表現を使わず、言われているとの表現で記載しています。言い伝えです。ということで、今後とも限定的なものではなく、いわれ、言い伝え

であるということを私たちも常に念頭に置くことが必要であると考えてございます。

3つ目の質問でございます協働の村づくりについて村長の現状認識と今後の取り組みについてお聞かせくださいということですが、協働、ともに働いていくということで、住民の方々にも村の施策にいろいろ協力していただきながら村政を進めていくという部分に関しては、現状としては今保健福祉課、介護のほうの担当のほうで保健福祉推進員の協議会だとか、そのその下部組織においてそれぞれ住民の皆さんといろいろな協議をしながら、現場の声も吸い上げながら、現場にも入りながらということで、それぞれ役割分担のもとで現在準備を進めながら、協働の村づくりという部分を進めているというふうに認識をしております。私としてもこの部分には、社会福祉協議会も含めてですけれども、村がイニシアチブをとる形の中でそれぞれ役割分担をし、住民の方々、住民のグループの方々にもボランティアとして参加していただけるような形の中で協働の村づくりというものを今後は進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上をもちまして答弁にかえさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

能登ゆう君。

○3番（能登ゆう君） まず、情報公開条例は今のままでまずは運用されていくというお答えだったと思います。その上で、文書事務規程のほうを改定していくという内容だったと思いますが、文書事務規程はあくまでも村の役場の内規という位置づけだと思います。開かれた村政ということで住民に開かれた施策を展開しようと思うのであれば、やはり条例という形をとるのが開かれた村政というスタンスには沿うのかなと印象を受けました。その点についてはいかががお考えかお聞かせください。

また、文書事務規程の見直しを行うというお話でしたが、いつごろまでにというのがもしあれば、教えていただきたいと思います。

次の協働の村づくりのことについては、人づてに区会長会議で住民懇談会のような形のをされるとお聞きしたので、そのこと答弁の内容の中に触れていなかったと思いますので、そのことについてご説明いただければと思います。

また、村名の由来については、ご説明いただいたように、必ずしもフレ・ベツの説が唯一ではないということは認識として確かであるということなので、小学校などではそのような限定した教え方はされていないということでしたけれども、ただ広報などに書き方、フレ・ベツが由来ですと書いてしまうと、そういう書き方をしてしまうこと自体ほかの可能性を全て否定してしまうことに、そこに何の意図がなくても、悪意がなくても、そういう言葉の使い方をしてしまうとほかの可能性は全て否定してしまうということにやはりつながるので、村の刊行物についても記述の仕方は少し見直したほうがよいのではと考えます。その点についてお聞かせください。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） まずは、村政の見える化の関係ですけれども、条例改正は僕もちょっと勉強してみたのですけれども、基本的なことが書いてあるだけなので、その部分については今早急に見直すというよりは、先ほどお話ししたとおり、事務処理の手引という形の中で、どういうものが公開できますよ、どういうものが公開できないものなのですよ、事務処理はきちんとこんな形でということで、そういうものをきちんと整理することによって、条例は基本的な憲法みたいなものですから、そこに事務手続的な詳しいものを書くよりは、手引という形の中で村民の方がこういう手続をすることによって情報公開の手続がすぐできるのだなということがわかるようにしていきたいというふうに考えましたので、そういったものもホームページに出しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

あと、事務処理規程なのですけれども、この点についても先ほど答弁した繰り返しになりますけれども、役場の中の事務処理の決まりなのだから、それは住民に関係ないのではないみたいな話かなというふうにちょっととってしまったのですけれども、あくまでも役場の中で、先ほど述べましたけれども、要するにやる仕事の進め方としてとりあえず見られるものなのだよと、きちんと公開をしていかなければならないものなのだよということを前提として仕事を進めるということをやちゃんと文書事務の規程の中で表現していければ、それが情報公開条例のほうともつながっていけるのかなというふうに思っていますので、今のところ条例までですということではなくて、文書規程の見直しをしていくことで対応できるだろうというふうに考えています。ただ、参考にはならないでしょうけれども、平成30年の3月現在で全国の1,605自治体の中で文書規程について条例化をしているのは12自治体で、0.7%というような国内の状況でもありますので、それを参考にしているというわけではないですけれども、事務処理規程の中の見直しをする中でこれらは対応していきたいというふうに考えてございます。ただ、時期については、申しわけございませんが、今ちょっと事務がたて込んであるということで、何とか年度内にはそういうふうにしたいなというふうには考えてございますけれども、そういうことでご理解をいただければなど、なるべく早い段階で事務規程を見直すのと、手引についてはもう既に始めていますので、それが終わって、今度事務規程というふうになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、協働の村づくりの中に懇談会ということで、協働の村づくりという形の中で懇談会を入れなかったのは、話を聞くというようなことだと思ひてそのことは触れませんでしたけれども、今まで要望があつた地区だけにお伺ひするというにしていたのですけれども、それ以前には各区会等と日程調整をしながら、こちらから出向いてお話を聞くという会をしていました。ですから、そういった形にちょっと戻した中で、私たちのほうから出向いて、その状況だとか、今の村政の課題だとかなんかも若干説明させていただきながら、どちらかというに住民の方からお話を聞くというほうに重点を置いた形での懇談会を

していきたいというふうに考えてございます。

あと、名前の由来については、先ほど申しましたように一定の見解を出しておまして、それぞれ3つの由来がある、言い伝えがあるというようなことで認識をしておりますし、皆さんにもしていただきたいというふうに思っています。ただ、発行物についてそのことをもう少しきちんとということなので、そこら辺は今後の発行物については気をつけて、あくまでもいわれだよというようなことが、いわれという言葉だけではなくて、3つぐらい案があるのだけれども、こういういわれがありますというような格好の表現の仕方もちよっと考慮しながら発行物については考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岩井英明君） 再々質問ありますか。

能登ゆう君。

○3番（能登ゆう君） あと1点、ちょっと細かい点なのですが、情報公開請求されて、資料を発行する際に手数料というのが1部というか、1ページ、1枚20円という設定になっていたかと思いますが、情報公開請求すると、行政の資料ですので、かなり膨大なものになりがちだと思います。1枚に20円かかるとかなり請求者の負担も大きくなると思います。そういう細かい点でももう少し安く設定することで請求しやすくなったりということもあるかと思いますが、手数料の部分についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） その点につきましては、能登議員からのご意見ということで承らせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

続きまして、湯澤幸敏君。

○4番（湯澤幸敏君） まずは、馬場村長、当選おめでとうございます。これからの4年間、村民の皆様のためにご活躍いただきたいと思います。私も議員として村民のための施策であれば大いに協力することも含め、是々非々で臨んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。馬場村長は、人と資源を生かして実現を目指すという題目で4つの目標と16の項目から成るマニフェストを掲げ、当選を果たしました。1票を投じた村民の方々は、当然これらの内容の実現に期待してのことだと思います。私も村民の方々と同様に、大いに期待するところであります。ところで、マニフェストとは、何をいつまでどれくらい実施するのか、具体的な施策、実施期限、数値目標の提示、さらには事後検証が不可欠といった意味合いがあるものと私自身は考えていますが、馬場村長が掲げたこのマニフェストはいわゆる選挙公約なのか、マニフェストなのか、それともまたほかのものなのでしょう。どのように考えればよいのかお答えください。

マニフェストにしる公約にしる、いずれにしてもその内容が実効性あるものとするには

具体的な施策が重要な要素になると考えております。そこで、16項目の全てについて具体的な施策をお聞きしたいところですが、今回は次の2点、1、日々の暮らしに生きがいを感じられるよう健康寿命を延ばすため、生涯学習環境を充実させます。2番目として、通院や買い物などのお出かけ支援を充実させます。この2点について具体的にどのような方策を立てているのかお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、湯澤議員からの馬場が掲げたマニフェストについてということでのご質問についてお答えさせていただきます。

私が選挙の際に掲げた4つの目標と16項目から成るマニフェストとしたものは、私の村政を進める上で実現したい施策の基本方針、目標としたもので、実現させたい公約であると考えていただきたいというふうに思います。

その上で、ご質問いただいた2つの項目についてお答えいたします。1点目の日々の暮らしに生きがいを感じられるよう、健康寿命を延ばすため、生涯学習環境を充実させるとあるが、具体的な方策は何かという質問ですが、目標項目としては元気いっぱいのじいちゃん、ばあちゃんをふやすというところで掲げている項目です。現在も高齢者を中心に住民の方を対象に、一部住民の協力を得ながら健康づくりに関する座学や体を動かす活動が健康支援センターを主会場として定期的で開催されております。また、教育委員会の社会教育活動の一環として、老人クラブへの出前サポートをする形で軽スポーツなどにも取り組んでもらっています。ただ、教育委員会を主体とする生涯学習の取り組みは、限定した職員数の中で専門人員の確保ができていない状況から、極めて取り組みが進められていないという部分も見受けられるというふうに認識しております。このため、現在根井教育長に相談して、北海道教育委員会から広域巡回型の社会教育主事の派遣をしてもらうことで事業の見直しも含め、高齢者のみならず住民の生涯学習活動を充実させたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

2点目の通院や買い物などのお出かけ支援を充実させますとあるが、具体的な方策とは何かというご質問ですが、3月の定例議会で前村長が表明しておりました地域公共交通会議を年内に立ち上げ、協議を進めながら今後の方向性を定めることができればよいというふうに考えております。また、この協議体を活用しながら、幹線だけでなく枝線を対象とした交通体制についても意見集約を目指したいというふうに考えております。特に枝線交通体制については、地域住民の協力が不可欠であると考えておりますので、介護福祉分野との調整も必要になると認識しており、これらを踏まえた協議に臨みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） ただいまの村長の答弁に対し、再質問並びに質疑を受けたいと思います。

湯澤幸敏君。

○4番（湯澤幸敏君） マニフェストのあり方については諸説いろいろありますし、地方議会とか地方自治のほうでは定義はないそうですので、その点は結構なのですけれども、中身についてちょっと質問したいと思います。具体的な中身になりますので、村長というよりも担当課長のほうにお答えをいただきたいと思うのですけれども、健康寿命の延伸についてはこれまでもいろいろ質問してまいりました。健康寿命の延伸ってかなり難しいことではあるのです。これ平成28年、ちょっと古い資料ですけれども、平均寿命が男性が80.98歳、女性が87.14歳と、そのときの健康寿命は男性が71.19歳、女性が74.21歳ということで平均寿命と健康寿命の間は、不健康と言うことは余りよろしくないと思うのですけれども、一応不健康な期間というふうに言われています。これを見ると、男性は9.79歳、女性は12.9歳ということなのです。何が言いたいかということ、健康寿命、男性71.19歳ということは私あと1年で不健康な領域に入ってしまうということなのです。議長はもう完全に不健康な領域に入っているのです、これでいくと。でも、すごく元気ですよ。そういうことで、これは今言われている老後資金の2,000万円と同じで、個別のことなのです。だから、平均を出すというのは余り意味がないのではないかとすることをまず前提に、今やられているのは大体全体に対する支援だと思うのです。余り個々に対する支援というのはやっていないと思うのです。その点で、今後個々の支援というのは必要なのか、必要であればそれはどういうふうな形でやっていったらいいのかということをお答えください。

○議長（岩井英明君） 再質問ちょっとかけ離れているので、今言ったようなことは詳しくは委員会の中でまた答弁してもらおう機会をもらいます。ただ、今の再質問の中で答えるものがあれば、答えてください。なければ、委員会の中で整理して答えてもらっても結構ですけれども、とりあえず。

村長。

○村長（馬場 希君） 詳しい担当課の保健福祉と介護にかかわるものなので、今議長がご提案いただいたとおり、委員会の中でもしお話ができればというふうに思いますけれども、僕の考え方というか、健康寿命というのでいけば、今取り組んでいるような全体的なものというのも確かにありますけれども、先ほどの能登議員からの一般質問にもありますように、協働というのはどうしていくのかということでもちょっとお話しさせていただいて、今それぞれの役場の保健師、包括、社協とか、あとコーディネーター、相談員の中でそれぞれ役割を持ちながら、住民それぞれをきちんと把握していこうという活動を今スタートさせたばかりなのですけれども、個々の住民の生活実態というものを、高齢者を中心だとか、高齢者を含めて福祉を必要とする住民が基本的には対象にはなってきますけれども、そういった部分を戸別訪問するような形で今動き始めていますので、そういう中で把握されたものが個別対応という、いろんな部分での健康寿命を延ばすという大きな目標の中でどうやって取り組んでいくかというのが見えてくるのかなというふうには考えられますので、今始めた活動をより充実させていく中できちんと対応していきたいというのが僕の今思っているところの考え方でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

湯澤幸敏君。

○4番（湯澤幸敏君） 委員会のほうに委ねるということで、それでもう一点、健康を要支援から考えるのか、要介護2から考えるのか、それ以外の人を健康として捉えるのか。その点も委員会でお答えいただければいいのですけれども、一般的には各自治体では要介護2以上でない方を健康というふうに捉えているようですけれども、その辺もあわせてお答えください。今でなくていいです。

○議長（岩井英明君） わかりました。

それでは、湯澤幸敏君の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

◎「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について

○議長（岩井英明君） 次に、お手元に配付のとおり、全国過疎地域自立促進連盟北海道支部より、新たな過疎対策法の制定に関する陳情書が届いております。

これにつきましては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、新たな過疎対策法の制定に関する陳情書については、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

これで散会いたします。

午前11時26分 休憩

午後 4時04分 再開

○議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は7名です。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

総務開発常任委員会において委員長互選、議会運営委員会において委員長及び副委員

長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告申し上げます。

総務開発常任委員会委員長に川人孝則君、議会運営委員会委員長に能登ゆう君、副委員長に山口芳之君。

以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） 次に、総務開発常任委員会委員長より委員長報告書が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、総務開発常任委員会委員長報告を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 総務開発常任委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1、総務開発常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

○総務開発常任委員会委員長（川人孝則君） 総務開発常任委員会審査結果報告。

本委員会に付託された「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について、審査の結果、採択であります。関係機関に対し意見書を提出するべきものであると決定しましたので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出については、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◎日程の追加

○議長(岩井英明君) 次に、予算特別委員会委員長より委員長報告書が提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第2から追加日程第5として一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程第2から追加日程第5、予算特別委員会委員長報告を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2ないし追加日程第5 予算特別委員会委員長報告

○議長(岩井英明君) 次に、追加日程第2から追加日程第5、予算特別委員会委員長報告を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

○予算特別委員会委員長(川人孝則君) 予算特別委員会審査結果報告。

本委員会に付託された議案第33号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算(第1号)、議案第34号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)、議案第35号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)及び議案第36号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算(第1号)について審査の結果、いずれも原案のとおり可決するべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長(岩井英明君) 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第33号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第34号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第35号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第36号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、

委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） 次に、村長より監査委員の同意案が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第6として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第6、同意案第4号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについてを議題することに決定しました。

同意案第4号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第6 同意案第4号

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第6、同意案第4号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、湯澤幸敏議員は議員の一身上に関する事件であると認められるため、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。

暫時休憩いたします。

午後 4時13分 休憩

（湯澤幸敏君退場）

午後 4時14分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を開きます。

ただいまの出席議員数は6名です。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、同意を求めることについてということで、前監査委員であります川人さんのほうから辞任届が提出されましたことから、改めて同意案を提出させていただくことになりましたので、よろしく申し上げます。

同意案第4号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月19日提出、赤井川村長。

記といたしまして、氏名、湯澤幸敏さんです。（生 年 月 日）、（住 所）でございます。

1枚おめくりいただいて、略歴表が載せてありますので、読み上げてご説明します。(略歴)任期につきましては、令和元年6月19日から令和5年5月21日までの4年間でございます。(略歴)赤井川村議会議員を平成27年5月から現在まで、(略歴)活動歴をお持ちのお方です。

湯澤幸敏さんについては、いろいろな経験をお持ちで、議会議員としても活躍されておられます。今回同意案として提出させていただきましたので、ご同意いただきますようよろしく願いいたします。

○議長(岩井英明君) 提案理由の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第4号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第4号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第4号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについては、同意されました。

暫時休憩いたします。

午後 4時18分 休憩

(湯澤幸敏君入場)

午後 4時18分 再開

○議長(岩井英明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

湯澤議員に申し上げます。ただいま議会の同意がされましたことを報告いたします。

◎日程の追加

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

曾根敏明君外1名より意見書案第1号が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第7として議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程第7、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第7 意見書案第1号

○議長(岩井英明君) 次に、追加日程第7、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案を議題といたします。

議案の説明については、既にお手元に配付させていただいておりますので、省略いたしたいと思ひますが、これにご異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これより、意見書案第1号に対する質疑に入ります。質疑ありせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思ひますが、これにご異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

意見書案第1号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

能登ゆう君外1名より決議案第1号が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第8として議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第8、決議案第1号 令和元年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議についてを議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第8 決議案第1号

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第8、決議案第1号 令和元年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議についてを議題といたします。

事務局に朗読させ、説明といたします。

○議会事務局長（瀬戸雅哉君） 朗読いたします。

決議案第1号 令和元年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について。

会議規則第14条の規定により上記の決議案を別紙のとおり提出いたします。

令和元年6月19日提出、提出者、赤井川村議会議員、能登ゆう、賛成者、赤井川村議会議員、湯澤幸敏。

理由、議会の円滑な運営と議員の資質向上・親睦を図り、村の振興発展に資するため、議員研修等計画を定める。

次ページになります。令和元年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議。

期日、場所、対象者、内容の順に読み上げます。

令和元年6月5日、古平町、全員、第23回北後志町村議会議員パークゴルフ大会。

令和元年6月25日、札幌市、全員、北海道町村議会議員研修会。

令和元年7月10日、京極町、全員、第25回後志町村議会議員パークゴルフ大会。

令和元年8月29日、積丹町、全員、後志町村議会議員研修会。

令和元年11月、東京都、全員、議員道外視察研修。

決定していない部分及び変更の場合の取り扱いについては、議長一任とする。

以上決議する。

令和元年6月19日提出、赤井川村議会。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） これより決議案第1号に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより決議案第1号 令和元年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について

てを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

決議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、決議案第1号 令和元年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決された研修等の計画については、その実施に当たり特段のご配慮をお願い申し上げます。

◎日程の追加

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

総務開発常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書がそれぞれ提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第9から追加日程第10として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程第9、総務開発常任委員会委員長申出、追加日程第10、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第9 総務開発常任委員会委員長申出

○議長(岩井英明君) 次に、追加日程第9、総務開発常任委員会委員長申出を議題といたします。

総務開発常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎追加日程第10 議会運営委員会委員長申出

○議長(岩井英明君) 次に、追加日程第10、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和元年第2回赤井川村議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(岩井英明君) これで本日の会議を閉じます。

令和元年第2回赤井川村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

(午後 4時26分閉会)